

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

燕市 健康福祉部 長寿福祉課長

## 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和 8 年度の届出の提出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 1 3 日付け老発 0 3 1 3 第 6 号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

### 記

#### 1 令和 8 年度処遇改善計画書の提出について

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書の提出と、必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

##### (1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

###### ①処遇改善計画書等 提出書類

- ・別紙様式 2-1、2-2、2-3

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 8 年度）

- ・別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当しない場合は不要。

※新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要となりますので、以下のとおり対応願います（加算区分を変更しない場合は提出不要）。

###### ②体制等届出書

（地域密着型サービス事業所）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）

（居宅介護支援事業所）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1）

（介護予防支援事業所）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-2）

(介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 50)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1 - 4)

(2) 提出期限一覧表

処遇改善計画書・体制等届出書 (新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合) の提出期限については、以下のとおりです。内容をご確認の上、提出をお願いします。

対象	内容	提出期限
<p>○従前の加算対象事業所が所属する事業者</p> <p>○従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業者</p>	<p>令和 8 年 4 月及び 5 月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和 8 年 6 月以降の処遇改善加算を算定する場合</p>	<p><b>【処遇改善計画書】</b> 令和 8 年 4 月 1 5 日 (水)</p>
		<p><b>【体制等届出書】</b> ○ 4 月分 (居宅・施設共通) <u>令和 8 年 4 月 1 5 日 (水)</u> ※提出期限の特例</p> <p>○ 5 月分 ・ 居宅サービス 令和 8 年 4 月 1 5 日 (水) ・ 施設サービス 令和 8 年 5 月 1 日 (金)</p> <p>○ 6 月分 ・ 居宅サービス 令和 8 年 5 月 1 5 日 (金) ・ 施設サービス 令和 8 年 6 月 1 日 (月)</p>
<p>加算新設事業所のみが所属する事業者</p>	<p><u>令和 8 年 4 月及び 5 月分は処遇改善加算を算定しないが、介護報酬臨時改定後の令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を算定する場合</u></p>	<p><b>【処遇改善計画書】</b> <u>令和 8 年 6 月 1 5 日 (月)</u></p> <p><b>【体制等届出書】</b> ○ 6 月分 <u>令和 8 年 6 月 1 5 日 (月)</u> ※提出期限の特例</p>

※ 体制等届出書の提出期限の特例は、処遇改善加算のみ対象であり、その他の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。

## 2 変更届出書の提出について

既に提出した処遇改善計画書について以下の事項に変更があった場合は、変更届出書の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	【居宅サービス】 変更月の前月の15日まで 【施設サービス】 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

## 3 実績報告書の提出について

令和8年度実績報告書の提出期限は、令和9年7月末とする予定です。このことについては、改めてお知らせします。

なお、令和8年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。長寿福祉課へ連絡してください。

## 4 提出方法について

- ・計画書、体制等届出書は、燕市健康福祉部長寿福祉課へメールで提出してください。

送信先 choju@city.tsubame.lg.jp

※通常の変更等の届出については、電子申請システムで提出してください。

5 様式について

様式については、燕市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。  
【令和8年度】介護職員等処遇改善加算の届出について

[https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kenko\\_fukushi/3/69/kaigo69\\_1/22084.html](https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kenko_fukushi/3/69/kaigo69_1/22084.html)

6 介護職員等処遇改善加算の問い合わせ先

加算の要件、賃金改善の方法、処遇改善計画書の記入方法等については、下記の相談窓口まで問い合わせくださるようお願いいたします。

加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等のお問合せ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

【問合せ先】

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地  
燕市 健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係  
TEL：0256-77-8177 FAX：0256-77-8138  
メール：choju@city.tsubame.lg.jp